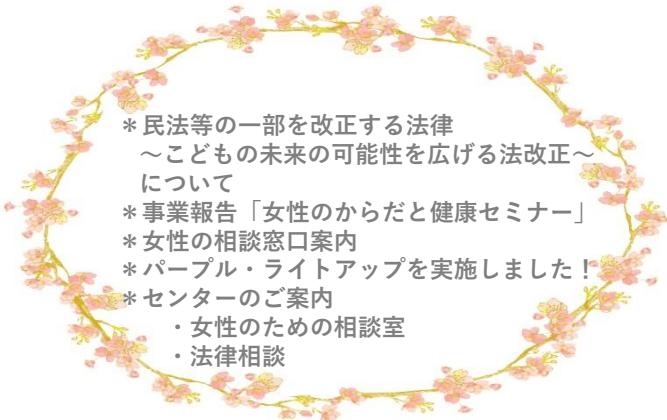


Cocot

No.33



令和8年4月1日に 民法等の一部を改正する法律が施行されます。

～子どもの未来の可能性を広げる法改正～
子どものことを一番に考え、子どもの未来のためのルール
(親権、養育費、親子交流など) が新しくなります。

①親の責務に関するルールの明確化

父母が親権や婚姻関係の有無にかかわらず、子どもを育てる責任と義務
(子どもの親権行使) についてのルールが明確に。

- ①子どもの人格の尊重
- ②子どもの扶養
- ③父母間の人格尊重・協力義務



②親権に関するルールの見直し

(1) 父母2人が親権を持つ【共同親権】と1人だけが親権を持つ【単独親権】の選択ができるようになります。

(2) 離婚後に父母2人ともが親権を持つ【共同親権】を選択した場合

- ①日常のことは、父母の一方が単独で決められる。
(食事・服装・短い旅行・予防接種・習い事 等)
- ②大切なことは父母2人で話し合う。
(転居、進路、医療行為、口座開設 等)



なお、父母の意見が対立するときは、家庭裁判所が、父又は母の請求により、
父母の一方をその事項に係る親権行使者に指定することができます。
親権行使者は、その事項について、単独で決めることができます。

★緊急のケースの場合★

被害直後に限らず、以下の場合には父母の一方が単独で決めることができます。

- ・暴力や虐待から逃れるために引っ越しする場合
- ・病気やけがで緊急の治療が必要な場合

など

③養育費の支払確保に向けた変更点

養育費を確実に受け取れるように見直しが行われます。

(1) 取り決めの実効性アップ

文書で取り決めをしていれば支払いが滞った場合に、その文書をもって一方の親の財産を差し押さえるための申し立てができるようになります。



(2) 法定養育費とは

離婚時に取り決めがなくても、取り決めるまでの間、こどもと暮らす親が他方の親へ、こども一人あたり月額2万円の養育費を請求できる制度です。

離婚後のこどもの生活が守られるよう養育費が決まるまでの暫定的、補助的な措置として設けられます。

(3) 裁判手続きがスムーズに

家庭裁判所は養育費に関する裁判手続きをスムーズに進めるために収入情報の開示を命じることができます。

また、養育費を請求する民事執行の手続きは地方裁判所に対する1回の申立てで財産の開示、給与情報の提供、判明した給与の差し押さえに関する手続きを行うようになります。

④安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し

(1) 親子交流の試行的実施

家庭裁判所の手続き中に親子交流を試行的に行うことができます。

家庭裁判所はこどものことを最優先に考え、実施の是非を検討します。

(2) 婚姻中別居時の親子交流

こどものことを最優先に考えることを前提に、父母の協議で決め、決まらない時には家庭裁判所の審判等で決めることができます。

(3) 父母以外の親族とこどもの交流

祖父母等とこどもとの間に親子関係に準ずるような親密な関係があり、父母の離婚後も、交流を継続することがこどもにとって望ましい場合は、家庭裁判所は父母以外の親族とこどもとの交流を実施するよう定めることができます。

出典 こどもまんなか こども家庭庁 <https://support-hitorioya.cfa.go.jp/>



○法務省ホームページ

改正法の詳細については、法務省ホームページにも掲載しています。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html



○養育費については 養育費・親子交流相談支援センター

フリーダイヤル 0120-965-419

(携帯電話等からは 03-3980-4108)

info@youikuhi.or.jp (E-mail) <https://www.youikuhi-soudan.jp/index.html>





令和7年度 女性のからだと健康セミナー

親子で学ぶ月経の話 ～からだの変化を知り、話せるってすてきなこと～

昨年に続き、年齢と共に変化する女性のからだのしくみについて10代から60代までの母子を含め、興味のある方にご参加いただきました。

月経痛の経験がある方も多いことでしょう。講師は我慢せず痛みが出そうになる前に必要に応じて薬物療法を適切に用いて、通常と同じ生活ができるように対処することが重要だと話されます。

また、閉経後の3年間にはエストロゲンの急激な減少により、骨量低下が起こるので50歳以降は骨密度の測定を定期的にすることも必要です。

女性のヘルスアップのポイントは自分の身体について関心を持ち、食生活を見直し予防することです。気になる変化はまず相談。日常生活に影響がある症状は治療の対象です。社会に出てからは検診をうまく活用し40代以降はライフスタイルの見直しをすることが大切だと知りました。

年齢と共に変化のある女性の身体について知識が広がることで、日々のちょっとした不安解消にも繋がると健康セミナーを通して感じました。

開催場所:ユーアイ帆つとセンター
2階交流スペース7

日 時:令和7年11月22日(土)
10:00~11:30

講 師:池田 智子氏
(岡山大学 学術研究院保健学域 講師・助産師)



相談窓口案内



～困ったときは一人で悩まず相談して下さい～

「あなたのミカタ」

<https://anata-no-mikata.mhlw.go.jp/>



「あなたのミカタ」は、厚生労働省が運営するDVや性暴力といった困難な問題を抱える女性のための支援ポータルサイトです。さまざまな支援情報や各自治体の無料相談窓口がまとめられており、今支援が必要なあなたの「味方」がみつかります。

高砂警察署生活安全課

079-442-0110

年齢・性別を問わず
相談できる窓口があります

「DV相談ナビ」

はれれば

📞 #8008

「性犯罪・性暴力被害者のため
のワンストップ支援センター」

はやくワンストップ

📞 #8891

11/12～11/25は女性に対する暴力をなくす運動期間です

女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボン（紫は「尊厳」を表すとされているイメージカラー）にちなんで、ランドマーク等を紫色にライトアップする、パープル・ライトアップが全国各地で実施されます。

高砂市役所でも、11月12日水曜日～25日火曜日17:00～22:00まで、庁舎前ロゴモニュメント

「TAKASAGO」及び「高砂市役所」石碑がパープル・ライトアップされました。

男女共同参画局では、令和7年度「女性に対する暴力をなくす運動」のキャッチコピーとして「DVや性暴力に気づいたら 相談されたら そのとき、私たちにもできることがある」と掲げています。

DVや性暴力に悩んでいる方がいたら、あなたの考え方や気持ちを押し付けず、まず寄り添って話を聞くことから、始めてみませんか。そして、どんな時も「あなたは悪くないよ」と伝えてください。

年齢・性別を問わず相談できる窓口があることも伝えてください。



パープル・ライトアップを実施しました！



女性のための相談室

079-443-9134

月曜日～金曜日 9:30～12:00 13:00～17:00

相談は無料、秘密厳守

(面接相談・法律相談は原則高砂市在住または在勤の方が対象です)

*心理カウンセリング等ではありません。

電話相談（随時）

思いや考え方を言葉にしてください。
どんな相談でも結構です。

面接相談（要予約）

カウンセラーと共に問題を整理
しながら向き合いましょう。

家庭や親族の悩み

職場での
パワハラ・セクハラ

自分に自信が
持てない…

etc.

その後法的な視点からの
アドバイスを希望される方は



法律相談（要予約）

女性弁護士が法的観点から相談に応じます。

第4月曜日13:00～16:00（1人30分）

*第4月曜日が休日の場合は第4水曜日

[発行]

高砂市男女共同参画センター
高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市役所南庁舎4階
電話 * 079-443-9133
FAX * 079-443-3144
E-mail * cocot@city.takasago.lg.jp (令和8年1月発行)